

今後の検討方針について（案）

諮問を踏まえ、本専門委員会において今後具体的に御検討いただきたい内容等を以下に示す。

1 1,4-ジオキサン関係

①対策の基本的なあり方について

・環境基準（健康項目）の設定を踏まえ、その達成・維持のための方策はどうあるべきか。水濁法の有害物質として、当該物質の使用事業場等からの排水規制及び地下浸透規制を導入することを、基本的な方針としてよいか。洗浄剤等の最終製品中に含まれる 1,4-ジオキサンについて、特段の対策を講じる必要はあるか。

②排水規制について

・特定事業場からの排出水の排水基準について、どのようなレベルを設定するか。従前の考え方を踏襲すれば、環境基準の 10 倍を排水基準とすることでよいか。

・用途や排出実態等に鑑み、排水規制の対象施設として新たに追加する特定施設はあるか。

・排出基準の達成のために適用可能な排水処理技術として、どのような技術があるか。さらに、排出段階ではなく、当該物質を排水処理系統に混入させないための管理方策による排出量削減の見込みはどうか（他物質への代替化、使用方法のクローズド化、廃液としての分離回収・排出など）。暫定排水基準の設定の検討が必要な業種はあるか。

③地下浸透規制について

・特定施設の設置の届出に対する計画変更命令等、特定地下浸透水の浸透の制限及び改善命令等に係る特定地下浸透水が有害物質を含むものとしての要件については、他の有害物質と同様に、同物質が一定の検定方法により検出されることとしてよいか。

・浄化基準については、環境基準と同じ値とすることでよいか。

2 塩化ビニルモノマー及び1,2-ジクロロエチレン関係

①対策の基本的なあり方について

- ・地下水の環境基準項目のみに追加された本項目（塩化ビニルモノマー及び1,2-ジクロロエチレンのトランス体）については、基準値超過の原因がトリクロロエチレン等が地下の嫌気性条件下で分解生成されたためと考えられることを踏まえ、水濁法における既存の有害物質と同様に公共用水域への排出、及び地下浸透段階で規制したとしても、効果的な対策とはならないことから、水濁法の有害物質に指定しないこととしてよいか。
- ・なお、分解前の物質と考えられるトリクロロエチレン等については、既に水濁法の有害物質に指定されており、公共用水域への排出、及び地下浸透段階での規制が行われている。

②地下浸透規制について

- ・地下水の浄化措置命令の対象項目に追加することでよいか。
- ・浄化基準については、環境基準と同じ値とすることでよいか。

3 1,1-ジクロロエチレン関係

①対策の基本的なあり方について

- ・行政上の政策目標である環境基準が見直されたことを踏まえ、その基準を達成・維持するための排水基準のレベルについても、現在の公共用水域の汚染状況等を踏まえ、見直すこととして良いか。

②排水規制について

- ・新たな環境基準の達成・維持を図る上で、妥当な排水基準のレベルはどうあるべきか。新環境基準の10倍を新たな排水基準と仮定しつつ、当該環境基準の達成・維持に及ぼす影響を検討する方針としてよいか。

③地下浸透規制について

- ・環境基準が見直されたが、特定施設の設置の届出に対する計画変更命令等、特定地下浸透水の浸透の制限及び改善命令等に係る有害物質を含むものとしての要件については、同物質の従来 of 検定方法により検出されることとしてよいか。
- ・浄化基準については、新たな環境基準と同じ値とすることでよいか。

※廃棄物最終処分場における対応のあり方については、別途検討が行われる予定であり、当専門委員会の検討と情報の共有を図ることとする。